

足場の組立て等作業主任者技能講習受講資格

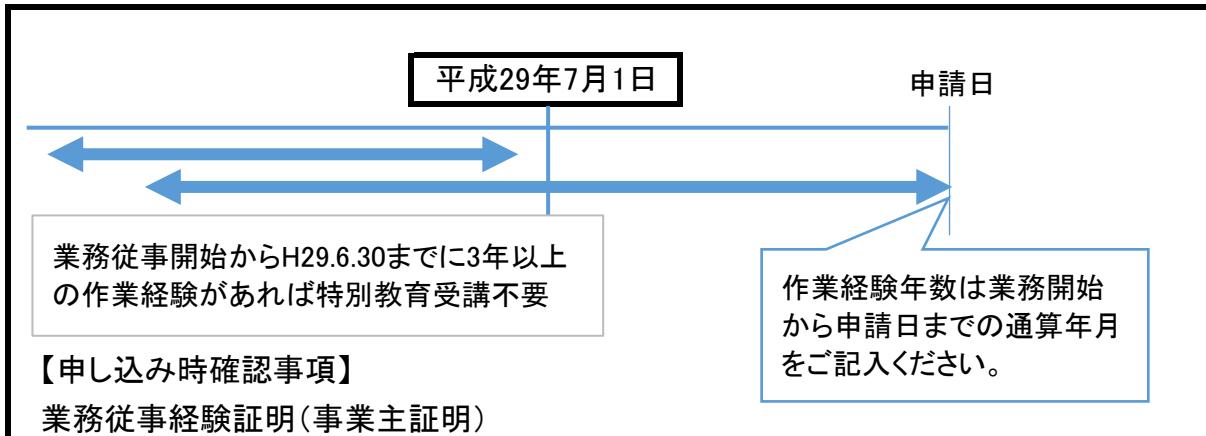
別紙

- ・足場の組立て等の業務に関する作業経験年数が3年以上ないと受講できません。

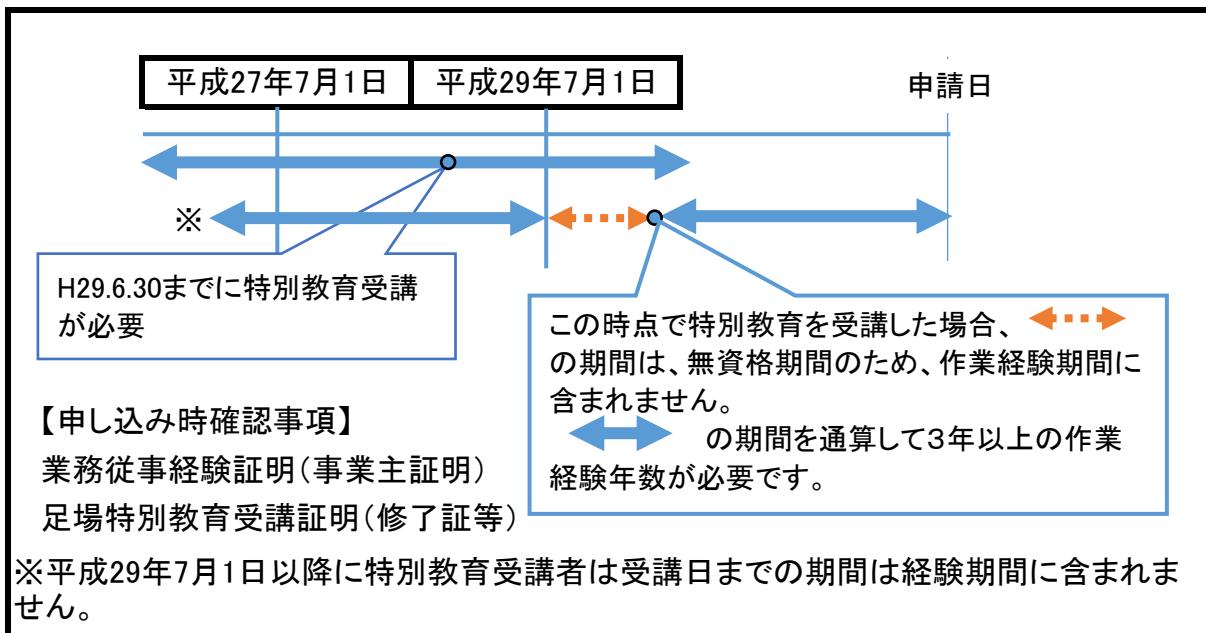
(学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者は2年以上従事)

- ・満18歳未満の経験は含みません。

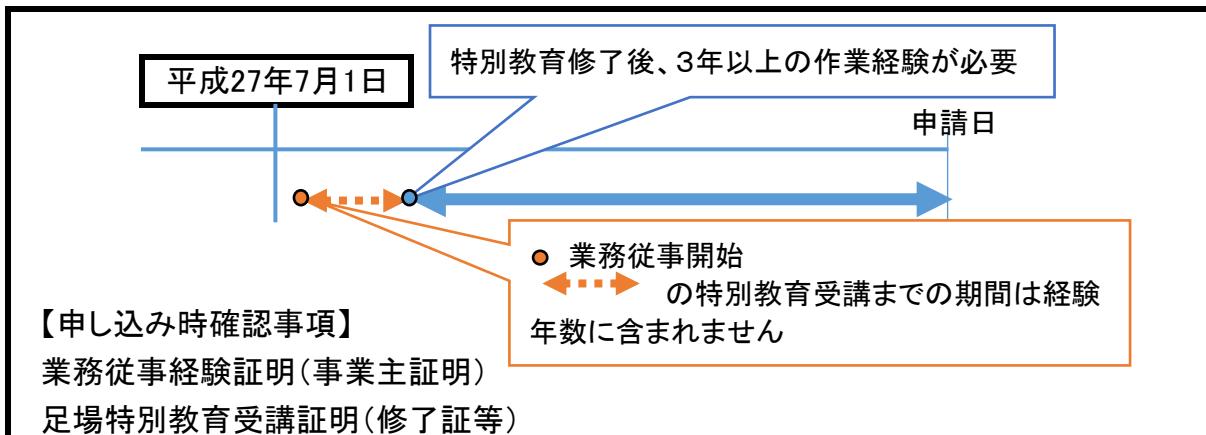
1. 作業経験年数が平成29年6月30日以前に3年以上ある



2. 作業経験期間に平成29年7月1日以降を含む場合（業務従事開始が平成27年6月30日以前）



3. 業務従事開始が平成27年7月1日以降



足場の組立て等作業主任者技能講習受講資格

1	足場特別教育 受講済	A 受講が平成29年6月30日以前 作業開始から現在までの作業経験年数 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月		
		B 受講が平成29年7月1日以降 ① 作業開始から平成29年7月1日までの経験年数 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 ② 特別教育受講後から現在までの経験年数 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 ①+②の経験年数が3年以上必要 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 年 <input type="text"/> 月		
2	足場特別教育 未受講	平成29年6月30日までの経験年数が 3年以上 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月		
		平成29年6月30日までの経験年数が 3年未満 ①平成29年6月30日までの経験年数 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 ②足場の特別教育(6h)受講後の経験年数 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 ①+②の経験年数が3年以上必要 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月		
3	満18才以上の者で、平成27年7月1日以降、新たに足場組立ての作業に従事しようとする者	足場の特別教育(6h)を受講後、 3年以上の経験年数必要 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月		
4	満18歳未満	満18歳を迎えた以降足場の特別教育 (6h)を受講後、3年以上の経験年数必要		

注1 満18歳未満の者は、危険有害業務の就業制限(法62条)により作業に従事することはできない。

注2 平成27年7月1日以降は、特別教育を受講していないと作業に従事することは出来ず、当然その期間は作業経験は認められない。